

公 募 公 告

下記のとおり公告します。

記

1 件名

E T Cカードの利用業務

2 公募資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」における競争参加資格を有している者。

(4) 物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。

(6) 応募要領に掲げる応募資格を全て満たす者であること。

5 応募期間及び応募先（問合せ先）

(1) 公告期間：（施行日）～令和5年3月6日

(2) 応募期限：令和5年3月6日 午後5時

(3) 応募先（問合せ先）：兵庫県神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎7階
神戸植物防疫所会計課用度係

TEL 078-331-2385

6 その他

有効な応募が複数ある場合には、くじ引き抽選により1者に決定することとする。

令和5年2月1日

分任支出負担行為担当官
神戸植物防疫所長 堀田 公生

E T Cカードの利用業務応募要領

1. 総則

E T Cカードの利用業務（以下「業務」という。）の請負者を公募により選定することとし、その実施については、この要領に定める。

2. 業務内容

業務内容は、別添「E T Cカードの利用業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

3. 応募資格

仕様書に掲げる必須条件を全て満たす者であること。

4. 応募申込書等の提出期限等

業務の請負を希望する者は、以下により書類の提出を行う。

(1) 提出期限：令和5年3月6日（月）午後5時

(2) 提出場所及び問合せ先

〒650-0042

兵庫県神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎7階

神戸植物防疫所会計課用度係

TEL 078-331-2385

(3) 提出書類

ア 参加申込書（別紙1）	1部
イ 提出者の概要（会社概要等）	1部
ウ 資格審査結果通知書の写し	1部

(4) 提出に当たっての留意事項

ア 持参により提出する場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

イ 郵送等により提出する場合は、「(1) 提出期限」内に、「(2) 提出場所」に到着したのままで受け付ける。

ウ 提出された書類に不備があった場合は、無効とする。

エ 提出された書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

オ 虚偽の記載をした書類は、無効とする。

カ 請負者の資格を有しない者が提出した書類は、無効とする。

キ 応募申込書の提出者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙2）について応募申込書の提出前に確認しなければならず、応募申込書の提出をもってこれに同意したものとす。

ク 暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められた書類は、無効とする。

5. その他

応募要領に基づいて作成した応募申込書を分任支出負担行為担当官が審査し、応募資格を全て満たしていると認めた者と契約を締結するものとする。

また、本調達は令和5年度の案件であるため、契約締結にあたっては、令和5年度予算の成立が条件となることを了承のうえ、応募すること。

なお、有効な応募が複数ある場合には、くじ引き抽選により1者に決定することとする。くじ引き抽選の日時及び場所については、応募期限後、応募者に通知する。

E T Cカードの利用業務仕様書

1. 総 則

- (1) 本仕様書は、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「高速道路株式会社」という。）の指定する道路において、発注者が利用できるE T Cカードを利用する場合に適用するもので、受注者は本仕様書に従って、適正に業務を行うものとする。
- (2) E T Cカード使用により生じた高速道路株式会社の発注者に対する債権を、当該会社から受注者に譲渡することをあらかじめ承諾するものとする。

2. 契約期間

契約日から令和6年3月31日まで

3. 発行枚数

35枚 但し、年度途中で枚数に変更となることがある。

4. 基本要件

- (1) 年会費及び発行手数料等（再発行を含む。）
年会費、保証金は無料であること。ただし、取扱手数料、発行手数料はE T Cカード1枚あたり629円以下であること。
- (2) 利用料にかかる割引
利用料について、カード毎に以下の割引を行うこと。
 - ① 西日本高速道路株式会社
 - ・5,000円を超え10,000円までの部分について10%以上の割引
 - ・10,000円を超え30,000円までの部分について20%以上の割引
 - ・30,000円を超える部分について30%以上の割引
 - ② 阪神高速道路株式会社（阪神圏）
 - ・5,000円を超え10,000円までの部分について10%以上の割引
 - ・10,000円を超え30,000円までの部分について15%以上の割引
 - ・30,000円を超える部分について20%以上の割引
 - ③ 本州四国連絡高速道路株式会社
 - ・10,000円を超え50,000円までの部分について6.9%以上の割引
 - ・50,000円を超える部分について13.8%以上の割引
- (3) E T Cカードの発行に要する期間
E T Cカード発行の申込みを受理した後、概ね2週間程度でE T Cカードの発行ができること。

5. 業務内容

- (1) 対 象
発注者の所有する公用車を対象として、発注者の必要に応じてE T Cカード（クレジット機能は有しないものに限る。）を発行し、貸与・利用させるものとする。
- (2) 所有権
E T Cカードの所有権は受注者に属し、E T Cカードの紛失・盗難が生じた場合には、適切な対応を行わなくてはならない。

(3) 明細書

発注者のETCカード使用により生じた高速道路株式会社からの債権に係る明細書を作成し、発注者が別途指定する検査職員の検査を受けなければならない。

(4) 請求

高速道路株式会社からの債権譲渡された金額について、請求を行うこととする（請求書に基づき、銀行口座振込により支払う。）。

なお、令和6年3月分（3月1日～31日使用分）については、翌月22日までに請求を行うこと。

6. その他

(1) 当該業務を行うに当たっては、事前に神戸植物防疫所会計課職員（以下「担当職員」という。）と打ち合わせを行うこと。

(2) 疑義が生じた場合は、担当職員と連絡を取り、指示を受けること。